

令和 8 年 9 月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

財政課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例等	頁
議案第 5 3 号	宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例	1
議案第 5 4 号	宇治市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市認可地縁団体印鑑条例	2
議案第 5 5 号	宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	3
議案第 5 6 号	宇治市水道事業給水条例及び宇治市公共下水道条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市水道事業給水条例	4
		宇治市公共下水道条例	6

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例等	頁
議案第 5 7 号	宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	8
		宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	13
議案第 5 8 号	宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	14

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第9条（略） （災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当） 第10条 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害救助、被災者支援又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した職員に対し、勤務1日につき<u>840円</u>以内の額(これらの作業が著しく危険であると市長が認める場合又は市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合にあつては、勤務1日につき<u>1,680円</u>以内の額)を市長の定める計算方法により支給する。 2 前項の規定にかかわらず、大規模な災害として市長が定める災害に係る作業に従事した職員に対する同項の特殊勤務手当は、勤務1日につき<u>1,080円</u>以内の額(この作業が著しく危険であると市長が認める場合又は市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合にあつては、勤務1日につき<u>2,160円</u>以内の額)を市長の定める計算方法により支給する。 第11条～第13条（略）	第1条～第9条（略） （災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当） 第10条 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害救助、被災者支援又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した職員に対し、勤務1日につき<u>1,120円</u>以内の額(これらの作業が著しく危険であると市長が認める場合又は市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合にあつては、勤務1日につき<u>2,240円</u>以内の額)を市長の定める計算方法により支給する。 2 前項の規定にかかわらず、大規模な災害として市長が定める災害に係る作業に従事した職員に対する同項の特殊勤務手当は、勤務1日につき<u>1,440円</u>以内の額(この作業が著しく危険であると市長が認める場合又は市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合にあつては、勤務1日につき<u>2,880円</u>以内の額)を市長の定める計算方法により支給する。 第11条～第13条（略）

宇治市認可地縁団体印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第9条 （略） （代理人の申請） 第10条 第3条の申請は代表者等本人が、第7条及び第9条第2項の申請は登録者本人が行わなければならない。ただし、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)<u>第19条第1項第1号ト</u> の代理人がある認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面により当該代理人に申請を行わせることができる。 第11条～第14条 （略）	第1条～第9条 （略） （代理人の申請） 第10条 第3条の申請は代表者等本人が、第7条及び第9条第2項の申請は登録者本人が行わなければならない。ただし、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)<u>第18条の3第1項第7号</u>の代理人がある認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面により当該代理人に申請を行わせることができる。 第11条～第14条 （略）

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第12条（略） （事業者の処理責任等） 第13条（略） 2 法第6条の2第5項に規定する市長の指示は、1日平均500リットル以上又は100キログラム以上の一般廃棄物を排出する事業者に対し行うものとする。 3（略） （多量排出事業者に対する勧告及び公表） 第14条 市長は、法第6条の2第5項の規定による指示に従わない事業者に対し、期限を定めて指示の内容を履行するよう勧告することができる。 2・3（略） 第15条～第24条（略）	第1条～第12条（略） （事業者の処理責任等） 第13条（略） 2 法第6条の2第7項に規定する市長の指示は、1日平均500リットル以上又は100キログラム以上の一般廃棄物を排出する事業者に対し行うものとする。 3（略） （多量排出事業者に対する勧告及び公表） 第14条 市長は、法第6条の2第7項の規定による指示に従わない事業者に対し、期限を定めて指示の内容を履行するよう勧告することができる。 2・3（略） 第15条～第24条（略）

宇治市水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第10条 （略） （工事の施行） 第11条 （略） （新設） 2 前項本文_____の規定により、指定給水装置工事事業者 _____が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計 審査(使用材料の確認を含む。以下同じ。)を受け、かつ、給水装置工事しゅ ん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。 3 （略） 第12条 （略） （給水管及び給水用具の指定） 第13条 （略） 2 管理者は、<u>指定給水装置工事事業者</u> に対し、配水管に給水管を取り付け る工事及び当該取り付け口からメーターまでの工事に関する工法、工期その 他の工事上の条件を指示することができる。 3 （略）	第1条～第10条 （略） （工事の施行） 第11条 （略） 2 <u>前項の規定にかかわらず、管理者は、災害その他非常の場合において必要 があると認めるときは、他の水道事業者(法第3条第5項に規定する水道事業 者をいう。以下同じ。)又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をし た者に給水装置工事を施行させることができる。</u> 3 <u>第1項本文及び前項の規定により、指定給水装置工事事業者及び他の水道 事業者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者 等」という。)</u>が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計 審査(使用材料の確認を含む。以下同じ。)を受け、かつ、給水装置工事しゅ ん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。 4 （略） 第12条 （略） （給水管及び給水用具の指定） 第13条 （略） 2 管理者は、<u>指定給水装置工事事業者等</u>に対し、配水管に給水管を取り付け る工事及び当該取り付け口からメーターまでの工事に関する工法、工期その 他の工事上の条件を指示することができる。 3 （略）

宇治市水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正案
第14条~第37条 （略） （給水装置の基準違反に対する措置） 第37条の2 （略） 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、<u>指定給水装置工事事業者</u>の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、省令第13条に規定する給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 第38条~第47条 （略）	第14条~第37条 （略） （給水装置の基準違反に対する措置） 第37条の2 （略） 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、<u>指定給水装置工事事業者等</u>の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、省令第13条に規定する給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 第38条~第47条 （略）

宇治市公共下水道条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第6条 （略） （排水設備の工事の実施） 第7条 排水設備の新設等の設計及び工事は、管理者の指定する業者(以下「排水設備指定工事業者」という。)でなければ、行つてはならない。 2 （略） （排水設備の工事の検査） 第8条 排水設備の新設等の工事を行つた排水設備指定工事業者 _____ _____は、その工事が完了した日から5日以内に到達するようにその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者の検査を受けなければならない。 2 （略） 第9条～第21条 （略） （手数料）	第1条～第6条 （略） （排水設備の工事の実施） 第7条 排水設備の新設等の設計及び工事は、管理者の指定する業者(以下「排水設備指定工事業者」という。)でなければ、行つてはならない。 <u>ただし、管理者は、災害その他非常の場合において必要があると認めるときは、他の公共下水道管理者(法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。)が指定をした者に排水設備の新設等の設計及び工事を</u> <u>行わせることができる。</u> 2 （略） （排水設備の工事の検査） 第8条 排水設備の新設等の工事を行つた排水設備指定工事業者及び前条第1項ただし書の規定により排水設備の新設等の設計及び工事を<u>行</u> <u>わせる必要があると認められた者は、その工事が完了した日から5日以内に到達するようにその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者の検査を受けなければならない。</u> 2 （略） 第9条～第21条 （略） （手数料）

宇治市公共下水道条例新旧対照表

現行	改正案
第22条 次の各号に掲げる者は、<u>第7条第1項</u>の規定による指定(以下「指定」という。)の申請の際、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。 (1)・(2) (略) 2 (略) 第23条～第27条 (略)	第22条 次の各号に掲げる者は、<u>第7条第1項本文</u>の規定による指定(以下「指定」という。)の申請の際、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。 (1)・(2) (略) 2 (略) 第23条～第27条 (略)

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第12条 （略） <u>第13条 削除</u> 第14条～第28条 （略） （職員） 第29条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師 を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 （新設）	第1条～第12条 （略） <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u> 第14条～第28条 （略） （職員） 第29条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事</u>

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
(新設) 第30条 (略) (職員) 第31条 (略) 2 (略)	<u>業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)</u>又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。))を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。))による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 第30条 (略) (職員) 第31条 (略) 2 (略)

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (新設) (新設) 第32条～第43条 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 第32条～第43条 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
(新設) (新設) 第45条・第46条 (略) (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (新設)	<u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 第45条・第46条 (略) (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u> _____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当</u>

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
(新設) 第48条第49条 (略)	<u>たつては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 第48条・第49条 (略)

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
附 則 1 (略) (経過措置) 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定 _____は、適用しない。この場合において、改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定 _____は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 (新設)	附 則 1 (略) (経過措置) 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間</u>、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)<u>は、適用しない。この場合において、改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)</u>は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 3 <u>保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)</u>は、適用しない。この場合において、改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)<u>は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</u>

宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第14条（略） （新設） 第15条～第28条（略）	第1条～第14条（略） <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u> 第15条～第28条（略）